

事務連絡
令和8年1月16日

病院及び診療所の管理者様

京都府健康福祉部医療課長

G-MISでかかりつけ医機能報告を行う際の留意事項
について（注意喚起）

平素は、本府の医療行政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、かかりつけ医機能報告制度については、本年1月からG-MISによる報告が可能となったところです。

本報告については、G-MISアカウントを未取得の場合、又は、G-MISアカウントを取得されていても、別紙のように「アカウントに報告権限が付与されていない」場合はシステム上報告することができず、下記の方法でG-MISアカウントの権限登録が必要となりますが、手続きに1箇月程度の時間を要する場合があります。

各医療機関におかれましてはお早目に下記の確認方法により報告権限があることを確認いただきますようお願いします。

記

1 依頼内容

(1) G-MISアカウント未取得の場合

下記登録申請フォームから申請ください。

(2) G-MISアカウントを取得済みの場合

ア G-MISでログイン

イ かかりつけ医機能報告制度を選択

<かかりつけ医機能報告の入力画面になる場合>

システム利用に当たり追加の対応は不要です。

<「報告を開始する権限が付与されていない」と出る場合>

別紙に基づいてG-MISアカウントの権限登録が必要ですので、

下記の登録フォームから新規ユーザ登録を行ってください。

G-MIS新規ユーザー登録申請フォーム

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

担当	医療課 医務・看護係
当	Tel : 075-414-4748 Mail : iryo@pref.kyoto.lg.jp

(別紙)

<事例>

Q. G-MISアカウント（ユーザ名・ID）、パスワードをもってG-MISにログインし「かかりつけ医機能報告制度」ボタンをクリックしたところ、「報告を開始する権限が付与されていないため、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度はご利用いただけません。ご利用の開始に関しては管轄の都道府県へお問い合わせください。」と表示され、定期報告を開始することができない場合はどうすればよいか。

A. G-MISアカウントに報告権限を付与する手続を行う必要があります。

報告権限を付与する手続として、以下リンクからG-MIS新規ユーザ登録申請をお願いいたします。

なお、厚生労働省に確認したところ、

- ・報告権限が付与されるまで約1箇月を要する。
- ・報告権限が付与された場合でも都道府県又は病院等には特に連絡を行わない

と回答を得ておりますので、申請日から約1箇月後にG-MISで入力ができる事を確認の上、報告していただきますようお願いいたします。

（IDとパスはそのままお使いいただけます）

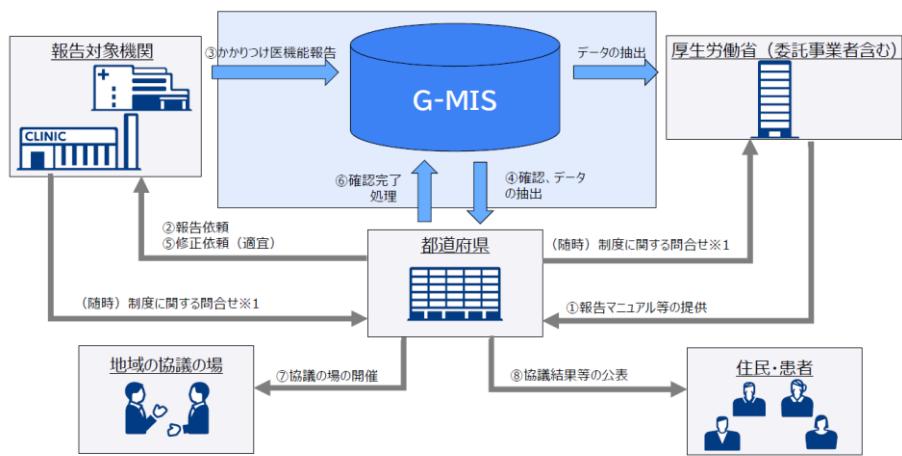
また、インターネットによる報告が難しい場合には、京都府健康福祉部医療課（075-414-4748）にご連絡ください。

<G-MIS新規ユーザ登録申請>

G-MIS新規ユーザー登録申請フォーム

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

<参考：G-MISにおけるスキーム図>



＜参考法令（医療法（昭和23年法律第205号））＞

第三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容
- 二 前号に規定する機能を有するかかりつけ医機能報告対象病院等にあつては、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する次に掲げる機能（イからニまでに掲げる機能にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容
 - イ 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能
 - ロ 病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは診療所を退院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能
 - ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能
- ニ 介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能
- ホ その他厚生労働省令で定める機能

三 当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは、当該他の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

（略）

6 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

（略）

第九十二条 第六条の四の四第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をした者又は第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。